

議案第100号

大阪市地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の最低責任限度額を定める条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第19条の2第4項の規定に基づき、本市が設立団体である地方独立行政法人（設立団体が2以上であるものを除く。以下「本市設立法人」という。）の役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）の当該本市設立法人に対する損害賠償責任の最低責任限度額を定めるものとする。

(役員等の損害賠償責任の最低責任限度額)

第2条 本市設立法人の役員等について法第19条の2第4項の規定により条例で定める額は、次の各号に掲げる役員等の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 理事長又は副理事長 その者の地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第3条の2第1項に規定する基準報酬年額（以下「基準報酬年額」という。）に6を乗じて得た額
- (2) 理事 基準報酬年額に4を乗じて得た額
- (3) 監事又は会計監査人 その者の基準報酬年額に2を乗じて得た額

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月28日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

本市が設立した地方独立行政法人の役員等の当該法人に対する損害賠償責任の最低

責任限度額を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参考)

地方独立行政法人法（抄）

（役員等の損害賠償責任）

第19条の2 省 略

2－3 省 略

4 前2項の規定にかかわらず、地方独立行政法人は、第1項の責任について、設立団体が地方独立行政法人の事務及び事業の特性並びに役員等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して政令で定める額以上の額を条例で定めている場合には、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、当該役員等が賠償の責任を負う額から、当該条例で定める額を控除して得た額を限度として設立団体の長の承認を得て免除することができる旨を業務方法書で定めることができる。

5 省 略